

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

令和7年2月21日
レーク伊吹農業協同組合

JAグループは、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

レーク伊吹農業協同組合（以下、「当組合」という）では、「組合員とともに農業・地域の未来を拓き、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合の役割を発揮し、総合事業の展開により、心豊かに暮らせる地域づくりに貢献し、必要とされるJAを目指します。」の経営理念のもと、組合員・利用者の皆さまの生活設計とニーズに応じた商品・サービスや「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、「JA共済連」という）が、共同で事業運営しております。

1. 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2, 3）】

(2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまの生活や農業を取り巻く様々なリスクに対し、安心して暮らせるよう最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2, 3）】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまとの対話を重視し、金融知識・経験・財産、ニーズや

運用目的に合わせて、「資産運用スタイル診断シート」などを活用して確認を行い、組合員・利用者の皆さまにとってふさわしい商品をご提案いたします。

【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1~5)、原則 6 本文および(注 1, 2, 4, 5)】

- ② 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、「資産運用ガイダンス」などを用いて資産運用の必要性から適切な商品の選定まで必要な情報を十分にご提供します。

【原則 4、原則 5 本文および(注 1~5)、原則 6 本文および(注 1, 2, 4, 5)】

- ③ 組合員・利用者の皆さまにご負担していただく手数料について、組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、「JA バンクセレクトファンドマップ」などにより丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則 4、原則 5 本文および(注 1~5)、原則 6 本文および(注 1, 2, 4, 5)】

(2) 共済の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまに対して、公的保険制度等の適切な情報提供を行い、一人ひとりのライフプランや目的に応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。また、ご提案にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分にご理解、ご納得いただけるよう分かりやすい重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施します。

【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1~5)、原則 6 本文および(注 1, 2, 4, 5)】

- ② ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすく説明するとともに、ご契約時にはご家族の同席を徹底するなど、ご家族も含めて十分にご理解、ご納得いただけるようきめ細やかな対応を行います。

【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1~5)、原則 6 本文および(注 1, 2, 4, 5)】

- ③ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則 4、原則 5 本文および(注 1~5)、原則 6 本文および(注 1, 2, 4, 5)】

3. 利益相反の適切な対応

- (1) 組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および(注)】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応えることができ、高度な専門性を有した誠実・公正な業務を行うことが出来る人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

- (2) 組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、組合員・利用者の皆さまに対して、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応を示しています。